

富士見市議会12月定例会 提出予定議案

開会日：令和4年11月29日（火）予定

合計24件（内訳：条例7件、予算5件、指定管理6件、道路2件、財産取得1件、人事1件、専決処分1件、報告1件）

【条例】

- 議案第85号 富士見市議会議員及び富士見市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第86号 富士見市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 議案第87号 富士見市一般職の職員の給与に関する条例及び富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第88号 富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第89号 富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第90号 富士見市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 議案第91号 個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

【予算】

- 議案第92号 令和4年度富士見市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第93号 令和4年度富士見市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第94号 令和4年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第95号 令和4年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第96号 令和4年度富士見市水道事業会計補正予算（第2号）

【指定管理】

- 議案第97号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第98号 公の施設の指定管理者の指定について

- 議案第 99 号 公の施設の指定管理者の指定について
議案第 100 号 公の施設の指定管理者の指定について
議案第 101 号 公の施設の指定管理者の指定について
議案第 102 号 公の施設の指定管理者の指定について

【道路】

- 議案第 103 号 富士見市道路線の認定について
議案第 104 号 富士見市道路線の変更について

【財産取得】

- 議案第 105 号 財産の取得について

【人事】

- 議案第 106 号 富士見市教育委員会委員の任命について

【専決処分】

- 議案第 107 号 専決処分の承認を求めることについて

【報告】

- 報告第 8 号 専決処分の報告について

議案第85号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	総務部 総務課																								
議案名	富士見市議会議員及び富士見市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について																								
制定趣旨	公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担額の引き上げが行われたことを踏まえ、富士見市議会議員及び富士見市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担額についても、公職選挙法施行令と同水準に引き上げる等の改正を行うもの。																								
主な制定内容	<p>選挙運動用自動車の使用等の公費負担額等の改正</p> <p>① 選挙運動用自動車の使用の公営（一般運送契約以外の契約）</p> <table border="1" data-bbox="470 920 1347 1133"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正単価</th> <th>現行単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車の借入れ (1日当たり)</td> <td>16,100 円</td> <td>15,800 円</td> </tr> <tr> <td>燃料費 (1日当たり)</td> <td>7,700 円</td> <td>7,560 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※燃料費については、公費負担額算定のための期間の積算方法の整理を併せて行う。</p> <p>② 選挙運動用ビラの作成の公営</p> <table border="1" data-bbox="470 1301 1347 1429"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正単価</th> <th>現行単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>印刷費 (1枚当たり)</td> <td>7 円 73 銭</td> <td>7 円 51 銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 選挙運動用ポスターの作成の公営</p> <table border="1" data-bbox="470 1514 1347 1727"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正単価</th> <th>現行単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>印刷費 (1 掲示場当たり)</td> <td>541 円 31 銭</td> <td>525 円 6 銭</td> </tr> <tr> <td>企画費 (1 デザイン当たり)</td> <td>316,250 円</td> <td>310,500 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	改正単価	現行単価	自動車の借入れ (1日当たり)	16,100 円	15,800 円	燃料費 (1日当たり)	7,700 円	7,560 円	区分	改正単価	現行単価	印刷費 (1枚当たり)	7 円 73 銭	7 円 51 銭	区分	改正単価	現行単価	印刷費 (1 掲示場当たり)	541 円 31 銭	525 円 6 銭	企画費 (1 デザイン当たり)	316,250 円	310,500 円
区分	改正単価	現行単価																							
自動車の借入れ (1日当たり)	16,100 円	15,800 円																							
燃料費 (1日当たり)	7,700 円	7,560 円																							
区分	改正単価	現行単価																							
印刷費 (1枚当たり)	7 円 73 銭	7 円 51 銭																							
区分	改正単価	現行単価																							
印刷費 (1 掲示場当たり)	541 円 31 銭	525 円 6 銭																							
企画費 (1 デザイン当たり)	316,250 円	310,500 円																							
施行日	公布の日																								

定例議会提出条例要旨

担当部課名	総務部 職員課
議案名	富士見市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
制定趣旨	地方公務員法の一部改正等に伴い、職員の定年年齢の引上げ等に関し必要な事項を定めるため、富士見市職員の定年等に関する条例等の一部を改正等するもの。
主な制定内容	<p>第1条関係 富士見市職員の定年等に関する条例の一部改正</p> <p>① 定年年齢の引上げ（第3条） 職員の定年を年齢60年から年齢65年に改めるもの。</p> <p>② 管理監督職勤務上限年齢制（第6条から第11条まで） 管理監督職の職員で管理監督職勤務上限年齢に達している者を、管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間（異動期間）に管理監督職以外の職に異動させることとされたこと（いわゆる「役職定年制」）に伴い、「管理監督職の範囲」を「管理職手当を支給される職員の職」とし、「管理監督職勤務上限年齢」を「60歳」とする等の規定を定めるもの。</p> <p>③ 定年前再任用短時間勤務制（第12条、第13条） 60歳以後に退職した職員を、短時間勤務の職で再任用することができることとするもの。</p> <p>④ 定年の段階的引き上げの経過措置（附則第3項） 職員の定年年齢を段階的に引き上げるもの。</p> <p>⑤ 情報提供及び意思確認（附則第4項） 役職定年制、定年前再任用短時間勤務制度、60歳以降の給与等について、職員が60歳に達する年度の前年度に情報提供し、また、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するもの。</p> <p>第2条関係 富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>① 昇給抑制・停止（第4条第8項） 職員の定年年齢の引上げに伴い、55歳を超える職員の昇給について見直しを行うもの。 ・ 55歳を超える全職員 標準成績で2号給 ・ 60歳を超える全職員 標準成績で0号給</p> <p>② 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額（第4条第12項） 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、給料表に規定する当該職員の職務の級に応じた額に、当該職員の勤務時間と正規職員の勤務時間の割合を乗じて得た額とするもの。</p>

<p>主な制定内容</p>	<p>③ 60歳以降の給料の7割措置（附則第8項、第9項） 60歳到達後の職員の給料月額について、国家公務員の取扱いに準じて、60歳到達後最初の4月1日に適用される給料月額の7割水準とするもの。</p> <p>④ 管理監督職から降任等した職員の調整額（附則第10項から第13項まで） 管理監督職であった職員が、降任等された場合、降任等による給料月額の減額に加え、前述の7割措置により、2重に給与が引き下げられることとなるため、当分の間、降任等の前の給料月額の7割水準を維持するため、調整額を支給するもの。</p> <p>第3条関係 富士見市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正</p> <p>① 懲戒処分における減給の効果について、減ずる額の基礎とする給料の月額の時点を明確化するもの（第3条）。</p> <p>② 減ずる額が現に受ける給料月額$\frac{1}{10}$を超えた場合には、現に受ける給料月額$\frac{1}{10}$を減ずることとするもの（第3条）。</p> <p>第4条関係 富士見市職員の分限に関する条例の一部改正 給料の7割措置に関する規定を設けるとともに、7割措置の適用を受ける職員には、給料月額が異動する旨の通知を行うこととするもの（附則第2項、第3項）。</p> <p>第5条関係 富士見市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 給料の7割措置等に関し、富士見市一般職の職員の給与に関する条例に準じて同内容の改正を行うもの（附則第3項から第6項まで）。</p> <p>第6条関係 富士見市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正 定年前再任用短時間勤務職員等に関する文言整理を行うもの。</p> <p>第7条関係 富士見市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 育児休業をすることができない職員に、定年条例第9条の適用を受ける職員を加えるもの（第2条）。</p> <p>第8条関係 富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正 定年前再任用短時間勤務職員等に関する文言整理を行うもの。</p> <p>第9条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正 派遣することができない職員に、定年条例第9条の適用を受ける職員を加えるもの（第2条）。</p>
---------------	--

	<p>第10条 富士見市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正 地方公務員法の一部改正に伴う、条ずれに対応するもの。</p> <p>第11条 富士見市職員の再任用に関する条例の廃止 再任用制度の廃止に伴い、条例を廃止するもの。</p>
<p>施 行 日 等</p>	<p>施行日 令和5年4月1日（※附則第11条は公布の日）</p> <p>経過措置等</p> <p>① 暫定再任用に関する経過措置（附則第3条から第6条まで） 定年が段階的に引き上げられる経過期間において、定年到達後も 65歳まで再任用することができるよう、現行の再任用制度と同様の 仕組みを規定するもの。</p> <p>② 暫定再任用職員の給料に関する規定（附則第13条から第19条 まで） 暫定再任用職員の給料月額は、本条例による改正後の富士見市一般 職の職員の給与に関する条例に規定する「定年前再任用短時間勤務職 員」として適用される給料月額とする等を定めるもの。</p> <p>③ その他、暫定再任用職員に関する各条例の適用に関する規定等を 定めるもの。</p>

議案第87号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	総務部 職員課																																																														
議案名	富士見市一般職の職員の給与に関する条例及び富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について																																																														
制定趣旨	令和4年人事院勧告等に伴い、給料表の水準の引き上げ及び勤勉手当の支給月数(割合)を0.1月分引き上げる改正を行うもの。 (再任用職員の勤勉手当及び特定任期付職員の期末手当は0.05月分引き上げ)。																																																														
主な制定内容	<p>1 第1条関係及び第2条関係 富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>① 給料表の改正(第1条関係)</p> <table border="1" data-bbox="507 840 1046 1227"> <thead> <tr> <th>職務級</th> <th>上がり幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級(主事補)</td> <td>4,000円～0円</td> </tr> <tr> <td>2級(主事)</td> <td>3,000円～0円</td> </tr> <tr> <td>3級(主任)</td> <td>2,900円～0円</td> </tr> <tr> <td>4級(主査)</td> <td>1,800円～0円</td> </tr> <tr> <td>5級(副課長)</td> <td>1,000円～0円</td> </tr> <tr> <td>6級(課長)</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>7級(副部長)</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>8級(部長)</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※若年層を対象とした改定</p> <p>② 勤勉手当の支給月数(割合)の変更及び支給月数(割合)の均等化(第1条及び第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="432 1366 1401 1845"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>合計月数</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">令和4年度</td> <td rowspan="2">一般の職員</td> <td>期末手当</td> <td>1.20月 (支給済み)</td> <td>1.20月 (改定なし)</td> <td>2.40月</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.95月 (支給済み)</td> <td><u>1.05月</u> (現行0.95月)</td> <td><u>2.00月</u> (現行1.90月)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再任用職員</td> <td>期末手当</td> <td>0.675月 (支給済み)</td> <td>0.675月 (改定なし)</td> <td>1.35月</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.45月 (支給済み)</td> <td><u>0.50月</u> (現行0.45月)</td> <td><u>0.95月</u> (現行0.90月)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">令和5年度から</td> <td rowspan="2">一般の職員</td> <td>期末手当</td> <td>1.20月</td> <td>1.20月</td> <td>2.40月</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td><u>1.00月</u></td> <td><u>1.00月</u></td> <td><u>2.00月</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再任用職員</td> <td>期末手当</td> <td>0.675月</td> <td>0.675月</td> <td>1.35月</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td><u>0.475月</u></td> <td><u>0.475月</u></td> <td><u>0.95月</u></td> </tr> </tbody> </table>	職務級	上がり幅	1級(主事補)	4,000円～0円	2級(主事)	3,000円～0円	3級(主任)	2,900円～0円	4級(主査)	1,800円～0円	5級(副課長)	1,000円～0円	6級(課長)	0円	7級(副部長)	0円	8級(部長)	0円	区分		6月期	12月期	合計月数	内容	令和4年度	一般の職員	期末手当	1.20月 (支給済み)	1.20月 (改定なし)	2.40月	勤勉手当	0.95月 (支給済み)	<u>1.05月</u> (現行0.95月)	<u>2.00月</u> (現行1.90月)	再任用職員	期末手当	0.675月 (支給済み)	0.675月 (改定なし)	1.35月	勤勉手当	0.45月 (支給済み)	<u>0.50月</u> (現行0.45月)	<u>0.95月</u> (現行0.90月)	令和5年度から	一般の職員	期末手当	1.20月	1.20月	2.40月	勤勉手当	<u>1.00月</u>	<u>1.00月</u>	<u>2.00月</u>	再任用職員	期末手当	0.675月	0.675月	1.35月	勤勉手当	<u>0.475月</u>	<u>0.475月</u>	<u>0.95月</u>
職務級	上がり幅																																																														
1級(主事補)	4,000円～0円																																																														
2級(主事)	3,000円～0円																																																														
3級(主任)	2,900円～0円																																																														
4級(主査)	1,800円～0円																																																														
5級(副課長)	1,000円～0円																																																														
6級(課長)	0円																																																														
7級(副部長)	0円																																																														
8級(部長)	0円																																																														
区分		6月期	12月期	合計月数	内容																																																										
令和4年度	一般の職員	期末手当	1.20月 (支給済み)	1.20月 (改定なし)	2.40月																																																										
		勤勉手当	0.95月 (支給済み)	<u>1.05月</u> (現行0.95月)	<u>2.00月</u> (現行1.90月)																																																										
	再任用職員	期末手当	0.675月 (支給済み)	0.675月 (改定なし)	1.35月																																																										
		勤勉手当	0.45月 (支給済み)	<u>0.50月</u> (現行0.45月)	<u>0.95月</u> (現行0.90月)																																																										
令和5年度から	一般の職員	期末手当	1.20月	1.20月	2.40月																																																										
		勤勉手当	<u>1.00月</u>	<u>1.00月</u>	<u>2.00月</u>																																																										
	再任用職員	期末手当	0.675月	0.675月	1.35月																																																										
		勤勉手当	<u>0.475月</u>	<u>0.475月</u>	<u>0.95月</u>																																																										

<p>主な制定内容</p>	<p>2 第3条関係及び第4条関係 富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>① 特定任期付職員の給料表の改正（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="491 331 1193 600"> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> <th></th> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>375,000</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">➔</td> <td>1</td> <td>376,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>422,000</td> <td>2</td> <td>422,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>472,000</td> <td>3</td> <td>472,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>533,000</td> <td>4</td> <td>533,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>608,000</td> <td>5</td> <td>608,000</td> </tr> </table> <p>② 特定任期付職員の期末手当の支給月数（割合）の変更及び支給月数（割合）の均等化（第3条及び第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="483 723 1401 902"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>合計月数</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>期末手当</td> <td>1.625月</td> <td><u>1.675月</u> (現行1.625月)</td> <td><u>3.300月</u> (現行3.250月)</td> <td>期末手当の支給月数（割合）の変更（第3条関係）</td> </tr> <tr> <td>令和5年度から</td> <td>期末手当</td> <td><u>1.650月</u></td> <td><u>1.650月</u></td> <td><u>3.300月</u></td> <td>期末手当の支給月数（割合）の均等化（第4条関係）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特定任期付職員（高度の専門的知識経験等を有する者。弁護士や公認会計士等）は、現在採用していない。</p>	号給	給料月額		号給	給料月額		円			円	1	375,000	➔	1	376,000	2	422,000	2	422,000	3	472,000	3	472,000	4	533,000	4	533,000	5	608,000	5	608,000	区分		6月期	12月期	合計月数	内容	令和4年度	期末手当	1.625月	<u>1.675月</u> (現行1.625月)	<u>3.300月</u> (現行3.250月)	期末手当の支給月数（割合）の変更（第3条関係）	令和5年度から	期末手当	<u>1.650月</u>	<u>1.650月</u>	<u>3.300月</u>	期末手当の支給月数（割合）の均等化（第4条関係）
	号給	給料月額		号給	給料月額																																													
	円			円																																														
1	375,000	➔	1	376,000																																														
2	422,000		2	422,000																																														
3	472,000		3	472,000																																														
4	533,000		4	533,000																																														
5	608,000		5	608,000																																														
区分		6月期	12月期	合計月数	内容																																													
令和4年度	期末手当	1.625月	<u>1.675月</u> (現行1.625月)	<u>3.300月</u> (現行3.250月)	期末手当の支給月数（割合）の変更（第3条関係）																																													
令和5年度から	期末手当	<u>1.650月</u>	<u>1.650月</u>	<u>3.300月</u>	期末手当の支給月数（割合）の均等化（第4条関係）																																													
	<p>施行日 第1条関係及び第3条関係 令和5年1月1日 第2条関係及び第4条関係 令和5年4月1日</p> <p>適用日 第1条関係 ① 給料表の規定 令和4年4月1日 ② 勤勉手当の支給月数（割合）の規定 令和4年12月1日 第3条関係 ① 給料表の規定 令和4年4月1日 ② 期末手当の支給月数（割合）の規定 令和4年12月1日</p>																																																	

議案第88号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	市民部 市民課
議案名	富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	令和5年度から令和7年度までの間、コンビニ交付サービス（個人番号カードを利用し、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機により住民票の写し等の証明書を発行できるサービス）を利用した場合における交付に係る手数料の金額を引き下げするため、富士見市手数料条例の一部を改正するもの。
主な制定内容	<p>第1条関係 別表に定める次に掲げる手数料を徴収する事務について、コンビニ交付サービスを利用した場合における手数料の金額を次のように改正するもの。</p> <p>① 別表8の項（印鑑登録に関する証明）、10の項（住民票の写しの交付）及び14の項（戸籍の附票の写しの交付）における手数料の金額を、1件につき200円から、1件につき100円に引き下げるための文言の追加</p> <p>② 別表16の項（戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付）における手数料の金額を、1件につき450円から、1件につき350円に引き下げるための文言の追加</p> <p>第2条関係 第1条関係で追加した文言の削除</p>
施行日	第1条関係 令和5年4月1日 第2条関係 令和8年4月1日

議案第89号**定例議会提出条例要旨**

担当部課名	建設部 建築指導課
議案名	富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正に伴い、文言を改めるため、富士見市手数料条例の一部を改正するもの。
主な制定内容	低炭素建築物新築等計画の認定の申請単位の変更による、文言の改正
施行日	公布の日

議案第90号**定例議会提出条例要旨**

担当部課名	総務部 総務課
議案名	富士見市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
制定趣旨	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、当該法律を施行するため制定するもの。 これは、個人情報保護法第5章に、行政機関等の義務等が追加されたことにより、法が地方公共団体に直接適用されることとなったため、法と重複する事項について条例で異なる規定を設けることができなくなることから、法の規定により条例に委任されている事項及び運用上の細則について規定するもの。
主な制定内容	① 個人情報保護管理責任者についての規定（第3条） 保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として、個人情報保護管理責任者を置く旨を規定するもの。 ② 条例個人情報ファイル簿の作成及び公表についての規定（第4条） 個人情報の保護に関する法律においては、対象者が1,000人以上の個人情報ファイルについてファイル簿の作成・公表義務が規定されているが、富士見市においては1,000人未満の個人情報ファイルについてもファイル簿の作成・公表を行う旨を規定するもの。

<p>主な制定内容</p>	<p>③ 手数料等についての規定（第5条） 開示請求に係る手数料については無料とし、写しの作成及び送付に要する費用については、実費に係る費用負担として開示の実施を受ける者に負担を求める旨を規定するもの。</p> <p>④ 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限についての規定（第6条、第8条、第10条） 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る決定等の期限について、個人情報の保護に関する法律においては原則30日以内とされているが、富士見市では14日以内とする旨を規定するもの。</p> <p>⑤ 審議会への諮問等についての規定（第13条） 富士見市情報公開・個人情報保護審議会への諮問又は意見聴取について規定するもの。</p> <p>⑥ 旧条例の廃止について（附則第2条） 個人情報の保護に関する法律が地方公共団体に適用されることから、富士見市個人情報保護条例を廃止するもの。</p> <p>⑦ 経過措置について（附則第3条及び第4条） 富士見市個人情報保護条例の廃止前になされた行為について経過措置を設けるもの。</p>
<p>施行日</p>	<p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（令和5年4月1日）</p>

議案第91号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	総務部 総務課
議案名	個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
制定趣旨	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定による個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、これに係る条例の一部を改正するもの。
主な制定内容	<p>① 第1条 富士見市介護保険条例の一部改正 個人情報の保護に関する法律の規定により、保有個人情報の開示等を行うこととなるため、富士見市介護保険条例中の「第4章 個人情報」の規定を削るもの。</p> <p>② 第2条 富士見市情報公開条例の一部改正 個人情報の保護に関する法律で使用する用語に合わせる等の改正をするもの。</p> <p>③ 第3条 富士見市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正 審査会への諮問の根拠が条例から個人情報の保護に関する法律に変わること等により改正するもの。</p> <p>④ 第4条 富士見市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正 個人情報の取扱いについて、その解釈を個人情報保護委員会が一元的に担うこととなったため、本市の審議会への諮問事項等について改正するもの。</p> <p>⑤ 第5条 富士見市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正 指定管理者の個人情報の取扱いに関する措置の根拠が、条例から個人情報の保護に関する法律に変わることにより改正するもの。</p> <p>⑥ 第6条 富士見市行政不服審査関係手数料条例の一部改正 審査会への諮問の根拠が条例から個人情報の保護に関する法律に変わることに伴い、これに関する手数料等の規定について整理、明確化を行うため改正するもの。</p>
施行日	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（令和5年4月1日）

議案第92号

定例議会提出予算概要

担当部課名	政策財務部 財政課
会計種別	令和4年度富士見市一般会計補正予算（第7号）
要 旨	補正予算額 2億8,563万6千円 （補正後の歳入歳出予算総額 405億9,923万8千円）
主な内容 （特徴点）	国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、電力・ガス・食料品等の価格高騰への重点支援として、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所及び民間保育所等への光熱費相当分の支給や、学校給食費3か月分の無償化等の実施を行うもの。
項目詳細	
歳入予算の補正内容	
1 国庫支出金	1億9,892万8千円
2 県支出金	185万2千円
3 繰入金	8,485万6千円
歳出予算の補正内容	
1 障害福祉サービス事業所運営安定化給付金支給事業（障がい福祉課）	278万7千円 物価高騰に伴う障害福祉サービス事業所の負担を軽減するため、光熱費等の価格上昇相当分を支給するための補正
2 介護保険サービス事業所運営安定化給付金支給事業（高齢者福祉課）	2,551万円 物価高騰に伴う介護保険サービス事業所の負担を軽減するため、光熱費等の価格上昇相当分を支給するための補正
3 区域外水道基本料金給付事業 （新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室）	89万3千円 区域外受水世帯に対し、市の水道基本料金相当額2か月分の給付金の支給を行うための補正
4 民間保育所等運営助成事業（保育課）	855万1千円 物価高騰に伴う民間保育所等の負担を軽減するため、光熱費の価格上昇相当分を支給するための補正

- 5 水道基本料金免除事業**
(新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室) **1億1,747万円**
市と給水契約を結んでいる水道使用者の水道基本料金2か月分の免除を行う水道事業会計に対し、負担金を支出するための補正
- 6 農業経営基盤強化対策事業(農業振興課)** **1,777万5千円**
農業生産資材等の価格高騰により、不安定な農業経営となっている市内農業経営者に対して支援金を支給するための補正
- 7 学校教育支援事業(学校教育課)** **1億1,265万円**
市立学校に在籍する児童生徒の学校給食費について、令和5年1月から3月までの3か月分を無償にするための補正

令和4年度一般会計補正予算（第7号）

1 補正予算（第7号）の概要

今回の補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、電力・ガス・食料品等の価格高騰への重点支援として、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所及び民間保育所等への光熱費相当分の支給や、学校給食費3か月分の無償化等の実施が主な内容となっています。

(単位 千円)

2 歳入歳出予算の補正

(1) 歳入歳出予算補正額	285,636
補正後累計額	40,599,238

(2) 歳入の内容

ア 国庫支出金	198,928
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（政策企画課）	198,928
イ 県支出金	1,852
保育所等物価高騰対策給付事業交付金（保育課）	1,852
ウ 繰入金	84,856
財政調整基金繰入金（財政課）	84,856
・補正後繰入額	1,935,173（令和4年度末基金残高見込 3,285,681）

(3) 歳出の内容

ア 障害福祉サービス事業所運営安定化給付金支給事業 （障がい福祉課）	2,787
物価高騰に伴う障害福祉サービス事業所の負担を軽減するため、光熱費等の価格上昇相当分を支給するための補正 【特定財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国） 1,669】	
イ 介護保険サービス事業所運営安定化給付金支給事業 （高齢者福祉課）	25,510
物価高騰に伴う介護保険サービス事業所の負担を軽減するため、光熱費等の価格上昇相当分を支給するための補正 【特定財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国） 19,708】	

ウ 区域外水道基本料金給付事業

(新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室)

893

区域外受水世帯に対し、市の水道基本料金相当額2か月分の給付金の支給を行うための補正

【特定財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国） 540】

エ 民間保育所等運営助成事業（保育課）

8,551

物価高騰に伴う民間保育所等の負担を軽減するため、光熱費の価格上昇相当分を支給するための補正

【特定財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国） 5,175、
保育所等物価高騰対策給付事業交付金（県） 1,852】

オ 水道基本料金免除事業

(新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室)

117,470

市と給水契約を結んでいる水道使用者の水道基本料金2か月分の免除を行う水道事業会計に対し、負担金を支出するための補正

【特定財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国） 71,075】

カ 農業経営基盤強化対策事業（農業振興課）

17,775

農業生産資材等の価格高騰により、不安定な農業経営となっている市内農業経営者に対して支援金を支給するための補正

【特定財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国） 13,732】

キ 学校教育支援事業（学校教育課）

112,650

市立学校に在籍する児童生徒の学校給食費について、令和5年1月から3月までの3か月分を無償にするための補正

【特定財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国） 87,029】

議案第93号

定例議会提出予算概要

担当部課名	政策財務部 財政課
会計種別	令和4年度富士見市一般会計補正予算（第8号）
要 旨	補正予算額 3億2,063万3千円 （補正後の歳入歳出予算総額 409億1,987万1千円）
主な内容 （特徴点）	今回の補正予算は、次世代自動車及び家庭用再生可能エネルギー機器の導入に係る地球温暖化防止活動支援補助金を増額するほか、燃料価格高騰等に伴う公共施設等の電気料金及びガス料金の増額などが主な内容
項目詳細	
歳入予算の補正内容	
1 国庫支出金	9,318万2千円
2 県支出金	591万9千円
3 寄附金	734万1千円
4 繰入金	1億1,722万8千円
5 諸収入	8,916万3千円
6 市債	780万円
歳出予算の主な補正内容	
1 庁舎維持管理事業 他18事業 （公共施設マネジメント課 他13課）	1億724万5千円 燃料価格高騰などに伴い、不足する電気料金及びガス料金を増額するため補正
2 居住関係公証事務事業（市民課）	1,793万3千円 マイナンバーカードの更なる普及を図るため、商業施設や駅等において申請支援業務を行うために必要な委託料を新たに計上するための補正
3 民間保育所等運営助成事業（保育課）	2,136万8千円 令和3年度に交付された子ども・子育て支援交付金及び保育対策総合支援事業費補助金の超過交付分の返還、並びに補助対象範囲の拡大に伴う保育補助者雇上強化事業補助金を増額するための補正
4 保育所等施設整備事業（保育課）	2,621万4千円 資材価格の高騰等により建設費が大幅に増加したことに伴い、民間保育所緊急整備事業費補助金を増額するための補正

- 5 「減らせ！CO2」推進事業（環境課） **638万円**
次世代自動車及び再生可能エネルギー機器の導入に係る補助申請件数の増加に伴い、地球温暖化防止活動支援補助金を増額するための補正
- 6 農業経営基盤強化対策事業（農業振興課） **428万5千円**
農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を進める地域に対し、機構集積協力金を交付するための補正

債務負担行為の主な補正内容

- 1 小学校屋内運動場空調設備設置工事（教育政策課） **限度額 1億4,866万2千円**
南畑、水谷東、ふじみ野小学校の屋内運動場への空調設備設置工事について、令和4年度から準備が必要なため債務負担行為を設定するもの
- 2 中学校屋内運動場空調設備設置工事（教育政策課） **限度額 1億3,540万4千円**
本郷、西中学校の屋内運動場への空調設備設置工事について、令和4年度から準備が必要なため債務負担行為を設定するもの
- 3 富士見台中学校エレベーター更新工事（教育政策課） **限度額 4,276万1千円**
富士見台中学校エレベーター更新工事について、令和4年度から準備が必要なため債務負担行為を設定するもの
- 4 富士見特別支援学校屋内運動場大規模改造工事（教育政策課）
限度額 3億5,774万1千円
富士見特別支援学校屋内運動場大規模改造工事について、令和4年度から準備が必要なため債務負担行為を設定するもの

令和4年度一般会計補正予算（第8号）

1 補正予算（第8号）の概要

今回の補正予算は、次世代自動車及び家庭用再生可能エネルギー機器の導入に係る地球温暖化防止活動支援補助金を増額するほか、燃料価格高騰等に伴う公共施設等の電気料金及びガス料金の増額などが主な内容となっています。

(単位 千円)

2 歳入歳出予算の補正

(1) 歳入歳出予算補正額

320,633

補正後累計額

40,919,871

(2) 歳入の内容

ア 国庫支出金

93,182

生活保護費負担金（福祉政策課） 49,035

個人番号カード交付事務費補助金（市民課） 17,933

保育対策総合支援事業費補助金（保育課） 9,807

保育所等整備交付金（保育課） △8,558

認定こども園施設整備交付金（保育課） 24,965

イ 県支出金

5,919

保育対策総合支援事業費補助金（保育課） 1,634

機構集積協力金交付事業補助金（農業振興課） 4,285

ウ 寄附金

7,341

まちづくり寄附金（政策企画課） 7,341

エ 繰入金

117,228

財政調整基金繰入金（財政課） 117,228

・補正後繰入額 2,052,401（令和4年度末基金残高見込 3,168,453）

オ 諸収入

89,163

後期高齢者医療費負担金精算金（保険年金課） 86,260

保育給付費過年度返還金（保育課） 2,903

カ 市債

7,800

保育所施設整備事業債（財政課） 7,800

(3) 歳出の内容

ア 給与費等（職員課）

52,242

人事院勧告及び人事異動等に伴い、一般職等の給与費等を増額するための補正

【特定財源：障害児通所給付費 △512】

(ア) 給料 378

(イ) 職員手当 48,975

扶養手当	2,583	管理職手当	653
地域手当	417	期末手当	531
住居手当	3,740	勤勉手当	21,075
通勤手当	1,987	時間外勤務手当	17,989

(ウ) 職員共済組合負担金 947 (エ) 退職手当負担金 1,942

イ 職員厚生事業（職員課）

1,735

会計年度任用職員の公務災害等に伴い、療養補償費及び休業補償費を支給するための補正

ウ 会計管理事業（会計室）

1,089

令和5年度からの指定金融機関に対する振込手数料の負担を軽減するため、財務会計システムに一括振込機能及び口座振替通知書の名寄せ機能を追加するための補正

エ 庁舎維持管理事業 他18事業

（公共施設マネジメント課 他13課）

107,245

燃料価格高騰などに伴い、不足する電気料金及びガス料金を増額するため補正

【特定財源：障害児通所給付費 512】

No.	所管課	事業名	電気料金	ガス料金	No.	所管課	事業名	電気料金	ガス料金
1	公共施設 マネジメント課	庁舎維持管理事業	6,941	5,465	11	道路治水課	浸水対策事業	1,866	
2	道路治水課	駅前自転車 対策事業	63		12	都市計画課	公園・緑地 維持管理事業	1,410	
3	道路治水課	交通安全施設 整備事業	4,155		13	教育政策課	学校管理運営事業 (小学校)	8,218	23,842
4	協働推進課	コミュニティ施設 維持管理事業	377	89	14	教育政策課	学校管理運営事業 (中学校)	3,095	8,750
5	道路治水課	防犯対策事業	5,045		15	教育政策課	学校管理運営事業 (特別支援学校)	376	2,438
6	ふじみ野交流 センター	ふじみ野交流センター 維持管理事業	1,833	2,623	16	鶴瀬公民館	公民館施設 維持管理事業	1,728	2,207
7	ピアザふじみ	ピアザふじみ 維持管理事業	704	1,620	17	水谷東公民館	公民館施設 維持管理事業		542
8	保育課	保育所運営事業	3,974	801	18	生涯学習課	文化財保護行政 事務事業	149	
9	みずほ学園	みずほ学園 運営事業	512		19	学校給食センター	学校給食事業	4,881	12,282
10	健康増進センター	健康増進センター 施設維持管理事業	226	1,033	合計			45,553	61,692

- オ 市有財産管理活用事業（都市計画課）** **2, 948**
都市計画道路用地の雑木の伐採等を行うため、新たに維持管理委託料を計上するための補正
- カ 計画行政推進事業（政策企画課）** **3, 522**
新規ポータルサイトの運営開始などにより、寄附額の増加が見込まれるまちづくり寄附に係る報償費、及びふるさと納税サイト使用料等を増額するための補正
- キ まちづくり寄附基金積立事業（政策企画課）** **7, 341**
新規ポータルサイトの運営開始などにより、寄附額の増加が見込まれるまちづくり寄附基金積立金を増額するための補正
【特定財源：まちづくり寄附金 7,341】
- ク 居住関係公証事務事業（市民課）** **17, 933**
マイナンバーカードの更なる普及を図るため、商業施設や駅等において申請支援業務を行うために必要な委託料を新たに計上するための補正
【特定財源：個人番号カード交付事務費補助金（国） 17,933】
- ケ 後期高齢者医療事務事業（保険年金課）** **△5, 403**
令和3年度後期高齢者医療広域連合負担金の確定に伴い、令和4年度の当該負担金を減額するための補正
- コ 高齢者生活支援事業（高齢者福祉課）** **1, 846**
寝具乾燥サービスの単価上昇及び配食サービスの利用増加に伴い、委託料を増額するための補正
- サ 介護保険サービス利用者負担助成事業（高齢者福祉課）** **4, 766**
制度改正による対象者の増加等に伴い、介護保険サービス利用者負担助成金を増額するための補正
- シ 保育所等入所児童委託事業（保育課）** **2, 150**
令和2年度に交付され、令和3年度に交付確定された教育・保育給付費国庫負担金等について、交付確定後の修正により生じた超過交付分を返還するための補正

- ス 民間保育所等運営助成事業（保育課）** **21, 368**
 令和3年度に交付された子ども・子育て支援交付金及び保育対策総合支援事業費補助金の超過交付分の返還、並びに補助対象範囲の拡大に伴う保育補助者雇上強化事業補助金を増額するための補正
 【特定財源：保育対策総合支援事業費補助金（国） 9,807、保育対策総合支援事業費補助金（県） 1,634】
- セ 保育所等施設整備事業（保育課）** **26, 214**
 資材価格の高騰等により建設費が大幅に増加したことに伴い、民間保育所緊急整備事業費補助金を増額するための補正
 【特定財源：保育所等整備交付金（国） △8,558、認定こども園施設整備交付金（国） 24,965、地方債 7,800】
- ソ 生活保護費支給事業（福祉政策課）** **65, 381**
 対象者の増加等に伴い、医療扶助及び医療支援給付費を増額するための補正
 【特定財源：生活保護費負担金（国） 49,035】
- タ 入間東部地区事務組合運営事業（環境課）** **5, 044**
 燃料価格高騰などに伴い、光熱費に不足が生じた入間東部広域斎場しののめの里に対し、光熱費相当分の負担金を増額するための補正
- チ 「減らせ！CO2」推進事業（環境課）** **6, 380**
 次世代自動車及び再生可能エネルギー機器の導入に係る補助申請件数の増加に伴い、地球温暖化防止活動支援補助金を増額するための補正
- ツ 母子保健事業（子ども未来応援センター）** **738**
 令和3年度に交付された母子保健衛生費国庫補助金の超過交付分を返還するための補正
- テ 農業経営基盤強化対策事業（農業振興課）** **4, 285**
 農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を進める地域に対し、機構集積協力金を交付するための補正
 【特定財源：機構集積協力金交付事業補助金（県） 4,285】
- ト 鶴瀬駅西口土地区画整理事業（鶴瀬駅周辺地区整備事務所）** **△4, 972**
 鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計予算の補正に伴い、同特別会計への繰出金を減額するための補正

ナ 鶴瀬駅東口土地区画整理事業（鶴瀬駅周辺地区整備事務所）

△1, 219

鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計予算の補正に伴い、同特別会計への繰出金を減額するための補正

3 債務負担行為の補正

令和4年度から準備が必要な業務について、債務負担行為を設定するもの

事 項	期 間	限度額	左の財源内訳			
			特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
市税納税通知書等の封入封緘業務の委託	令和4年度から 令和5年度まで	5,978	—	—	—	5,978
埼玉県議会議員一般選挙	令和4年度から 令和5年度まで	8,194	8,194	—	—	—
小学校屋内運動場空調設備設置工事	令和4年度から 令和5年度まで	148,662	—	148,600	—	62
中学校屋内運動場空調設備設置工事	令和4年度から 令和5年度まで	135,404	—	135,400	—	4
富士見台中学校エレベーター更新工事	令和4年度から 令和5年度まで	42,761	—	32,000	—	10,761
富士見特別支援学校屋内運動場大規模改造工事	令和4年度から 令和5年度まで	357,741	—	286,500	—	71,241

4 地方債の補正

(1) 保育所施設整備事業債（財政課）

民間保育所の施設整備について、資材の価格高騰等により補助対象経費が増額となったことに伴い、地方債を増額するもの

・（補正前）25,100 → （補正後）32,900

議案第94号

定例議会提出予算概要

担当部課名	都市整備部 鶴瀬駅周辺地区整備事務所	
会計種別	令和4年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	
要旨	令和4年度鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計の職員給与費等の減額補正に伴い、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,972千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億9,338万4千円とするもの。	
主な内容 (特徴点)	1 給与費等のうち職員手当、共済費を減額補正するもの。	
項目詳細		
1 歳入 (1) 繰入金	△4,972千円	給与費等の減額による繰入金の減額補正
2 歳出 (1) 総務費	△4,972千円	給与費等の減額補正

令和4年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口 土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

1 補正予算（第2号）の概要

今回の補正予算は、人事異動等・人事院勧告等に伴う職員給与費等の補正を行う内容となっています。

（単位 千円）

2 歳入歳出予算の補正

（1）歳入歳出予算補正額

△4,972

補正後累計額

293,384

（2）歳入の内容

繰入金

△4,972

一般会計繰入金

△4,972

（3）歳出の内容

ア 給与費等（職員課）

△4,972

人事異動等・人事院勧告等に伴う職員給与費等の補正

① 給料 △2,900（人事異動等 △2,900）

② 職員手当 △949（人事異動等・人事院勧告等 △949）

③ 共済費 △722（共済組合負担金 △722）

④ 負担金 △401（退職手当負担金 △401）

議案第95号

定例議会提出予算概要

担当部課名	都市整備部 鶴瀬駅周辺地区整備事務所	
会計種別	令和4年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	
要旨	令和4年度鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計の職員給与費等の減額補正に伴い、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ121万9千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ11億8,256万8千円とするもの。	
主な内容 (特徴点)	1 給与費等のうち職員手当、共済費を減額補正するもの。	
項目詳細		
1 歳入 (1) 繰入金	△1,219千円	給与費等の減額による繰入金の減額補正
2 歳出 (1) 総務費	△1,219千円	給与費等の減額補正

令和4年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口 土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

1 補正予算（第2号）の概要

今回の補正予算は、人事異動等・人事院勧告等に伴う職員給与費等の補正を行う内容となっています。

(単位 千円)

2 歳入歳出予算の補正

(1) 歳入歳出予算補正額

△1,219

補正後累計額

1,182,568

(2) 歳入の内容

繰入金

△1,219

一般会計繰入金

△1,219

(3) 歳出の内容

ア 給与費等（職員課）

△1,219

人事異動等・人事院勧告等に伴う職員給与費等の補正

① 給料 △435（人事異動等・人事院勧告 △435）

② 職員手当 △453（人事異動等・人事院勧告 △453）

③ 共済費 △260（共済組合負担金 △260）

④ 負担金 △71（退職手当負担金 △71）

議案第96号

定例議会提出予算概要

担当部課名	建設部 水道課	
会計種別	令和4年度富士見市水道事業会計補正予算（第2号）	
要 旨	補正予算額 77万円 （補正後の歳入予算総額 19億8,367万5千円 補正後の歳出予算総額 17億1,706万5千円）	
主な内容 （特徴点）	（収入）水道基本料金免除に係る給水収益減額分及び一般会計からの負担金を計上するもの （支出）水道基本料金免除に係るシステム改修委託料を計上するもの	
項目詳細		
歳入	<u>770千円</u>	
① 営業収益		・水道基本料金免除による減収分 ・基本料金免除等に係る一般会計からの負担金の計上
・給水収益	△116,700千円	
② その他営業収益		
・他会計負担金	117,470千円	
歳出	<u>770千円</u>	
① 営業費用		・システム改修費用
・業務費	770千円	

令和4年度水道事業会計補正予算（第2号）

1 補正予算（第2号）の概要

今回の補正予算は、コロナ禍における市民及び事業者への支援を目的に、水道基本料金の免除を2か月分延長を行う内容となっています。

（単位：千円）

2 収益的収入及び支出予算の補正

（1）収益的収入予算補正額	770
補正後収入総額	1,983,675

ア 収益的収入の内容

（ア）給水収益 △116,700

- ・1 調定2か月分の水道基本料金を免除するため

（イ）その他営業収益（他会計負担金） 117,470

- ・一般会計からの負担金

（2）収益的支出予算補正額	770
補正後支出総額	1,717,065

ア 収益的支出の内容

（ア）業務費（委託料） 770

- ・水道基本料金を免除するにあたり、水道料金システムを改修するための委託料を計上するもの

議案第97号

定例議会提出議案要旨

担当部課名	子ども未来部 保育課			
議案名	公の施設の指定管理者の指定について ※富士見市立児童館			
内容	<p>富士見市立関沢児童館等の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：富士見市関沢二丁目18番20号 ・団体名：特定非営利活動法人ふじみっこ・夢みらい ・代表者：理事長 栗原 久美 ・指定期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間） <p>(施設の内訳)</p> <table border="1"> <tr> <td>富士見市立関沢児童館</td> </tr> <tr> <td>富士見市立諏訪児童館</td> </tr> <tr> <td>富士見市立ふじみ野児童館</td> </tr> </table>	富士見市立関沢児童館	富士見市立諏訪児童館	富士見市立ふじみ野児童館
富士見市立関沢児童館				
富士見市立諏訪児童館				
富士見市立ふじみ野児童館				

議案第98号

定例議会提出議案要旨

担当部課名	健康福祉部 福祉政策課
議案名	公の施設の指定管理者の指定について ※富士見市市民福祉活動センター
内容	<p>富士見市市民福祉活動センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：富士見市大字鶴馬1932番地7 ・団体名：社会福祉法人富士見市社会福祉協議会 ・代表者：会長 大久保 勇次 ・指定期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

議案第99号

定例議会提出議案要旨

担当部課名	健康福祉部 高齢者福祉課
議案名	公の施設の指定管理者の指定について ※富士見市立老人福祉センター
内容	富士見市立老人福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの。 ・所在地：東京都豊島区東池袋1-44-3池袋ISPタマビル ・団体名：特定非営利活動法人ワーカーズコープ ・代表者：代表理事 田嶋 羊子 ・指定期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日まで (5年間)

議案第100号

定例議会提出議案要旨

担当部課名	都市整備部 まちづくり推進課
議案名	公の施設の指定管理者の指定について ※びん沼自然公園
内容	びん沼自然公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの。 ・団体名：びん沼アクティブネイチャーパークJV ・構成団体： （代表団体）東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号 シンコースポーツ株式会社 代表取締役 石崎 健太 （構成団体）東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番9号 株式会社協栄 代表取締役 山田 賢治 ・指定期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日まで (5年間)

定例議会提出議案要旨

<p>担当部課名</p>	<p>建設部 道路治水課</p>									
<p>議案名</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定について ※富士見市立自転車駐車場</p>									
<p>内容</p>	<p>鶴瀬駅東口市立自転車駐車場等の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体名：サイクルパーク富士見 ・構成団体： <ul style="list-style-type: none"> (代表団体) 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 公益財団法人自転車駐車場整備センター 代表理事 石井 喜三郎 (構成団体) 大阪府大阪市北区曽根崎新地二丁目5番3号 株式会社駐輪サービス 代表取締役 蘆原 節二 ・指定期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日まで (5年間) <p>(施設の内訳)</p> <table border="1" data-bbox="475 1146 1406 1534"> <tr><td>鶴瀬駅東口市立自転車駐車場</td></tr> <tr><td>みずほ台駅東口市立自転車駐車場</td></tr> <tr><td>みずほ台駅西口市立自転車駐車場</td></tr> <tr><td>みずほ台駅西口市立第2自転車駐車場</td></tr> <tr><td>みずほ台駅西口市立第3自転車駐車場</td></tr> <tr><td>ふじみ野駅東口市立自転車駐車場</td></tr> <tr><td>ふじみ野駅西口市立自転車駐車場</td></tr> <tr><td>ふじみ野駅西口市立第2自転車駐車場</td></tr> <tr><td>ふじみ野駅西口市立第3自転車駐車場</td></tr> </table>	鶴瀬駅東口市立自転車駐車場	みずほ台駅東口市立自転車駐車場	みずほ台駅西口市立自転車駐車場	みずほ台駅西口市立第2自転車駐車場	みずほ台駅西口市立第3自転車駐車場	ふじみ野駅東口市立自転車駐車場	ふじみ野駅西口市立自転車駐車場	ふじみ野駅西口市立第2自転車駐車場	ふじみ野駅西口市立第3自転車駐車場
鶴瀬駅東口市立自転車駐車場										
みずほ台駅東口市立自転車駐車場										
みずほ台駅西口市立自転車駐車場										
みずほ台駅西口市立第2自転車駐車場										
みずほ台駅西口市立第3自転車駐車場										
ふじみ野駅東口市立自転車駐車場										
ふじみ野駅西口市立自転車駐車場										
ふじみ野駅西口市立第2自転車駐車場										
ふじみ野駅西口市立第3自転車駐車場										

議案第102号**定例議会提出議案要旨**

担当部課名	教育部 生涯学習課
議案名	公の施設の指定管理者の指定について ※富士見市立図書館鶴瀬西分館
内容	<p>富士見市立図書館鶴瀬西分館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：東京都文京区大塚三丁目1番1号 ・団体名：株式会社図書館流通センター ・代表者：代表取締役 谷一文子 ・指定期間：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで (2年間)

議案第103号**定例議会提出議案要旨**

担当部課名	建設部 道路治水課
議案名	富士見市道路線の認定について
内容	<p>開発による帰属及び道路敷地の寄附採納受理に伴い、市道第3474号線外13路線を市道として認定するもの。</p>

議案第104号**定例議会提出議案要旨**

担当部課名	建設部 道路治水課
議案名	富士見市道路線の変更について
内容	<p>開発による帰属に伴い、市道第1157号線外3路線を路線変更するもの。</p>

議案第105号**定例議会提出議案要旨**

担当部課名	都市整備部 都市計画課
議案名	財産の取得について
要旨	公園用地として財産を取得するため、議決を求めるもの。
内容	① 財産の種類：土地 ② 所在：富士見市鶴馬二丁目3133番1外2筆 ③ 面積：6,221.76平方メートル ④ 取得金額：265,185,780円

議案第106号**定例議会提出議案要旨**

担当部課名	総務部 秘書広報課
議案名	富士見市教育委員会委員の任命について
内容	富士見市教育委員会委員 小野寺巧氏 の任期が令和4年12月21日で満了となるため、後任として 宮陽一氏 を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、提案するもの。

議案第107号

定例議会提出議案概要

担当部課名	政策財務部 財政課
議案名	専決処分の承認を求めることについて
会計種別	令和4年度富士見市一般会計補正予算（第6号）
要旨	補正予算額 6億9,505万3千円 （補正後の歳入歳出予算総額 403億1,360万2千円） （令和4年10月11日付けで専決処分）
主な内容 （特徴点）	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円を支給するもの。
項目詳細	
<p>歳入予算の補正内容</p> <p>1 繰入金 6億9,505万3千円</p>	
<p>歳出予算の補正内容</p> <p>1 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業 （新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室） 6億9,505万3千円 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円を支給するための補正</p>	

令和4年度一般会計補正予算（第6号）

1 補正予算（第6号）の概要

今回の補正予算は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円を支給する内容となっています。

（単位 千円）

2 歳入歳出予算の補正

（1）歳入歳出予算補正額	695,053
補正後累計額	40,313,602

（2）歳入の内容

ア 繰入金	695,053
-------	---------

財政調整基金繰入金（財政課） 695,053

・補正後繰入額 1,850,317（令和4年度末基金残高見込 3,370,537）

（3）歳出の内容

ア 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業

（新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室）	695,053
-------------------------	---------

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円を支給するための補正

（ア）事務費

①一般職時間外勤務手当 972

②消耗品費 500

③印刷製本費（封筒印刷） 809

④通信運搬費（郵送料、電話使用料等） 4,061

⑤口座振込手数料 1,485

⑥システム開発委託（給付金を管理するためのシステム開発） 6,666

⑦人材派遣委託料（窓口対応、電話対応及び書類審査等） 5,560

（イ）事業費

①電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 675,000

・50,000円×13,500世帯

※対象者は令和4年度住民税均等割非課税世帯及び家計が急変した世帯

※確認書・申請書を受領後、順次振込予定

報告第8号

定例議会提出報告要旨

担当部課名	教育部 教育政策課
報告名	専決処分の報告について (工事変更請負契約の締結)
要旨	市立西中学校大規模改造建築工事（第3期工事）（ゼロ債務） 変更請負契約の締結を報告するもの。 ○主な変更理由 天井材、長尺床シートの撤去処分方法変更、紙庫（倉庫）家具の 取りやめなど減額が発生したため。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施工場所 富士見市西みずほ台三丁目地内 ・契約工期 令和4年3月17日から令和4年12月28日まで (工期の変更なし) ・請負金額 原請負金額 226,666,000円 変更請負金額 222,924,900円 (3,741,100円の減額) ・請負業者 富士見市大字東大久保309番地 島田建設株式会社 代表取締役 島田敏郎 ・専決処分日 令和4年10月25日